

糸島市家事・育児支援サービス事業委託
事業者募集要領

令和6年7月

糸島市子ども教育部子育て支援課

1 趣旨

糸島市では、家事・育児等に対して特に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭に対し訪問支援員を派遣し、家庭が抱える不安や悩みの傾聴や家事・育児等の支援により、家庭や養育環境を整え、児童虐待防止を図ることを目的として、糸島市家事・育児支援サービス事業を実施します。このため、令和6年度の受託事業者を下記のとおり募集します。

2 募集の概要

(1) 事業の名称

糸島市家事・育児支援サービス事業

(2) 実施区域

糸島市全域

(3) 募集期間

令和6年7月8日～令和6年8月9日

※応募状況を踏まえ、募集期間を延長する場合があります。

(4) 事業の実施方法

糸島市と実施事業者で委託契約を締結して実施します。

(5) 事業の実施期間（契約期間）

契約締結日～令和7年3月31日

※審査の結果、受託事業候補者として決定した後、個別に契約締結日を決定し、契約を締結します。

3 事業の内容

事業は、下記（1）に掲げる対象者に訪問支援員を派遣し、下記（2）に掲げるサービスを提供するものです。

(1) 事業の対象者

糸島市内に居住し、現に糸島市要保護児童対策調整機関又は児童相談所が把握している家庭のうち、養育支援が特に必要であって、事業による支援が必要と認められる以下のいずれかに該当するものです。

- ①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者
- ②食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者
- ③出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
- ④その他、事業の目的達成のために市長が特に必要と認めた者

(2) サービス内容

①家事援助

- ア 家事に関する自立に向けた必要な助言・指導等
- イ 食事の準備及び後片付け
- ウ 衣類の洗濯、補修
- エ 居室等の掃除、整理整頓
- オ 生活必需品の買物
- カ その他必要な家事援助

②育児援助

- ア 授乳の準備補助、介助
- イ 沐浴の準備及び後片付け
- ウ 対象児及びきょうだい児の見守り
- エ 地域等の子育て情報の提供
- オ 関係機関との連絡
- カ その他必要な育児援助

4 受託業務内容について

受託業務内容については、別添仕様書（案）のとおりとします。

5 費用について

(1) 委託料

委託料は、表1のとおりとします。ただし、表1のうちサービス提供料については、表2を控除した額とします。

(表1)

| 内訳 | 委託料（消費税及び地方消費税含む） |
|-------------|-------------------|
| サービス提供料 | 3,000 円／時間 |
| 交通費相当額及び指導料 | 930 円／回 |
| 事務費・管理費 | 564,000 円／12 月 |

(表2)

| 世帯区分 | 利用者負担額（1時間当たり） |
|------------------|----------------|
| 生活保護世帯又は市民税非課税世帯 | 0 円 |
| 措置決定者 | 0 円 |
| その他の世帯 | 3 0 0 円 |

(2) キャンセル料

利用者の都合によりサービスの提供ができなかった場合のキャンセル料については、表3に定める額を上限に受注者が定め、利用者から徴収することができます。

(表3)

| 利用者の都合により訪問支援員の派遣が中止された場合の利用者負担額 | |
|----------------------------------|---------------------------|
| 訪問日の前営業日 17 時まで受託者に連絡があった場合 | 0 円 |
| 上記以降に受託者に連絡があった場合 | 2, 0 0 0 円 |
| 当日訪問出発前までに受託者に連絡がなく、訪問した場合 | 2, 0 0 0 円 +交通費等の実費相当額 |

6 事業者の要件

次に掲げるすべての要件（2，3，4はいずれか）を満たす市長が適当と認める事業者とします。

- (1) 事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる法人であり、糸島市内又は糸島市内に隣接する市に事業所があること
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する「指定障害福祉サービス事業者」であり、同法第5条第2項に規定する「居宅介護」を行う事業者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する「指定居宅サービス事業者」であり、同法第8条第2項に規定する「訪問介護」を行う事業者
- (4) 過去3年間に他自治体等で児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第19項の規定する子育て世帯訪問支援事業及び本事業と同等の業務実績が1年以上ある事業者
- (5) 事業を継続的に運営でき、サービス提供が糸島市全域に対応できること
- (6) 家事援助と育児援助の両方のサービスを提供することができること
- (7) 業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、事業者がその負担と責任において処理を行うために、必要な補償保険等に加入すること
- (8) 訪問支援員として派遣可能な従事者を複数名有していること。なお、派遣する訪問支援員は次に掲げる要件を満たしていること
 - ① 保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、介護福祉士、社会福祉士、社会福祉主事、子ども家庭ソーシャルワーカーのいずれかの資格を有すること又は介護職員初任者研修修了者、介護福祉士実務者研修修了者であること
 - ② 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有すること
 - ③ 以下ア～ウに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
 - ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

7 応募方法

(1) 応募書類の配布

- ① 配布場所 「9 問い合わせ先」に同じ。
- ② 配布時間 市役所開庁日の午前9時～午後5時まで
※ 来庁の際は、事前に担当課「9 問い合わせ先」までご連絡ください。
※ 応募書類は、糸島市ホームページからもダウンロード可能です。

(2) 応募書類の提出

- ① 提出方法
郵送（必着）又は持参によりご提出ください。

※ 持参する場合は、事前に担当課「9 問い合わせ先」までご連絡のうえ、市役所開庁日の午前9時～午後5時までに持参してください。

② 提出先 「9 問い合わせ先」に同じ。

(3) 応募書類

- ① 糸島市家事・育児支援サービス事業者応募申込書（様式1）
- ② 実施計画書（様式2）
- ③ 事業者の概要（様式3）
- ④ 役員名簿（様式4）
- ⑤ 従業員名簿（様式5）
- ⑥ 定款（写し）又は法人の登記事項証明書（原則、3か月以内発行のもの）
- ⑦ 市税に滞納がない証明書
- ⑧ 指定通知書の写し（「6 事業者の要件」(2) または (3) に該当する事業者のみ）
- ⑨ 業務実績の確認できる書類等（「6 事業者の要件」(4) に該当する事業者のみ）

(4) 応募上の注意事項

- ① 応募書類は2部（原本1部、写し1部）提出してください。
- ② 役員名簿について、糸島市暴力団排除条例に基づき、糸島市の事務事業から暴力団を排除するために、警察への照会、確認を行うことに使用します。
- ③ 応募に要する経費は、すべて応募者の負担となります。
- ④ 提出された書類については、返却しません。
- ⑤ 応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(5) 応募資格

次のすべての項目に該当する者とします。

- ① 地方自治法施行令第167条の4に該当する者ではないこと。
- ② この募集要領の応募期間において、糸島市から糸島市指名停止等措置規定に基づく指名停止の措置を受けている期間がある者でないこと。
- ③ この募集要領の応募期間において、糸島市指名停止等措置規定に規定する措置要件に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、民事再生法に基づく再生手続きの申立てがなされている者（再生手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経常状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑤ 地方税を滞納していない者であること。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主な活動目的としてない者であること。
- ⑦ 役員等（事業者が法人である場合はその法人の役員又はその支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者、事業者が個人である場合その者をいう。）が、糸島市暴力団排除条例（平成22年糸島市条例第200号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号及び2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

8 審査及び結果の通知

応募書類及び必要時ヒアリング等により審査を行い、受託事業候補者を決定します。なお、審査の結果は応募者に通知します。

9 問い合わせ先

〒819-1192 福岡県糸島市前原西1丁目1-1

糸島市子ども教育部子育て支援課 担当 山崎、青柳

電話 092-332-2095 FAX 092-321-1139

E-mail kosodate@city.itoshima.lg.jp